

労働保険審査会で審理に携わってきた著者が解説！

各事案に対する 法令・判例のあてはめ を可能にする

唯一の書！

労災保険請求の 手続と理論

—その審理の基本構造と実務上の重要論点—

労災保険請求の 手続と理論

その審理の基本構造と
実務上の重要論点

井上 繁規

実務家
必携！

労働保険審査会で多くの事案を担当した著者が
裁判実務の視点から解決への指針を提示する

労災保険給付請求の審理の基本構造や
実体法上の法律問題を整理した決定版

- ◆ 法令・判例・学説等を詳細かつ網羅的に分析・調査！
- ◆ 解釈が分かれている高度な論点の理解を深める！
- ◆ 事案ごとに法令・判例のあてはめを可能にする唯一の書

第一法規

井上繁規 著

元 東京高等裁判所判事(部総括)

元 労働保険審査会会長

【体裁】 A5判 / 432頁

【定価】 5,720円 (本体:5,200円+税10%)

第10 保険料認定決定処分の取消訴訟と違法性の承継

1 違法性の承継の定義と問題状況

(1) 違法性の承継の定義

ア 違法性の承継とは、講学上の用語であり、一義的にその定義が確立し
うる先行の行政処分（先行処分）が行われ、先行
処分により有効に確定している場合に、先行
処分が先行処分に関連して、後行の行政処分
に、先行処分に対する取消訴訟を提起する
取消訴訟を提起し、同訴訟において、先行処分
の取消事由として主張することが許されるか否か、
先行処分の違法性が承継されるか否かというこ
と。

と、後行処分の取消訴訟の判決において先
行処分が取消された場合には、先行処分の効力が否定され
得る結果となり、後行処分も違法になるとい
える。

ある場合には、後行処分がその無効性が承継
されて、違法性の承継の問題が生じるのは、先行
処分が違法性があるが、先行処分が出訴期間を経過
している状況（取消訴訟の出訴期間制限が経過
している状況）となっているような場合である。

第1 労災請求と時効

1 民法の損害賠償請求権の時効

(1) 民法の不法行為責任に基づく損害賠償請求権の時効

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号、平成29年5月26日成
立、平成29年6月2日公布、令和2年4月1日施行）により、民法の不法
行為責任に基づく損害賠償請求権の時効は、次のとおり定められている。

ア 民法724条（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によ
って消滅する。

- ① 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間
行使しないとき
- ② 不法行為の時から20年間行使しないとき

イ 民法724条の2（人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償 請求権の消滅時効）

人の生命又は身体
についての民法724
とあるのは、「5年

(2) 民法の安全配慮義務 時効

上記の民法の一部を
務不履行責任）に基づ
いている。

ア 民法166条1項（ 債権は、次に掲げ る債権者が権利を 行使しないとき

252

第6 固定残業代の有効性と公序良俗違反性

1 固定残業代の意義と問題点

(1) 固定残業代とは、時間外労働・深夜労働・休日労働が行われた場合に、
その割増賃金として支払われる、あらかじめ定められた一定の金額であり、
このような固定残業代の支払を定めた制度を固定残業代制という。一
般的には、労働契約・就業規則・給与規程などにおいて定められる。

(2) 固定残業代の種類としては、(ア)基本給のほかに、業務手当、職務手当な
ど名目で、定額の時間外労働・深夜労働・休日労働に対する割増賃金を
定めるもの（定額手当制、定額手当支給型）、(イ)基本給の中に、定額の時
間外労働・深夜労働・休日労働に対する割増賃金を含めるとするもの（定
額給付制、基本給組込型）などがある。

(3) 固定残業代の定めがされた場合に、支払われた定額の割増賃金の額と労
基法37条によって計算した割増賃金の額とを比較して、前者が多額の場合
には、同条違反の問題は生ぜず有効な割増賃金の全部弁済の効力があり、
また、前者が少額の場合には、労基法違反とはなるが、支給額の限度で一
部弁済としての効力をもつところ、割増賃金として支払われた金額が、通

Features 01

労働者災害補償保険法等の実体法上の主要な
学説や、最高裁判例等の重要な
裁判例・労災決定等を、
体系的かつ網羅的に
分析・整理！



Features 02



解釈が分かる高度な論点に
対し、理解が深まる！

Features 03

労災保険給付請求の
審理について基本構造は
もちろん、法律問題まで
まとまった決定版！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

はしがき
凡例
序論

- 1 本書の目的
2 本書の構成

第1編 労災保険請求の基本構造

第1 労災保険制度

- 1 労災保険の目的及び所管官庁
2 保険関係の成立
3 労災保険法と労基法
4 故意又は重過失によって発生した労災事故
5 業務災害と通勤災害
6 特別加入制度

第2 保険給付の内容

- 1 療養補償給付(労災保険法13条)
2 休業補償給付(労災保険法14条)
3 障害補償給付(労災保険法15条)
4 遺族補償給付(労災保険法16条。12号請求)
5 葬祭料(労災保険法17条)
6 傷病補償給付
7 介護補償給付
8 二次健康診断等給付
9 社会復帰促進等事業(労災保険法29条)

第3 給付基礎日額

- 1 給付基礎日額の意義
2 平均賃金に相当する額
3 給付基礎日額の最低保障
4 休業給付基礎日額の年齢階層別限度額

第4 通勤災害

- 1 はじめに
2 通勤災害に関する法令
3 業務災害と通勤災害の相違
4 通勤災害の要件(その1・通勤遂行性)
5 通勤災害の要件(その2・通勤起因性)
6 具体的適用例

第5 心理的負荷の評価の基準となる労働者

- 1 精神障害の労災認定基準
2 評価基準となる労働者についての問題の所在
3 心理的負荷の強度の評価基準となる労働者に関する諸見解

第6 第三者行為災害・事業主責任災害と労災保険給付との支給調整

- 1 第三者行為災害についての支給調整
2 事業主責任災害と政府側の支給調整
3 事業主責任災害と事業主側の支給調整

第7 不服申立制度

- 1 労基署長が行う原処分
2 労働者災害補償保険審査官への不服申立て
3 労働保険審査会への不服申立て
4 地方裁判所への訴え提起

第8 審理事件数の統計

- 1 労働基準監督署長の原処分における労災保険給付請求の認容率
2 労働保険審査官の審査請求決定における原処分の取消率
3 労働保険審査会の再審査請求裁決における審査官棄却決定の取消率
4 地方裁判所の取消訴訟の判決(全国)における原処分の取消率

第9 特定事業主の労災支給処分に対する原告適格

- 1 問題の所在
2 不服申立てに関する規定
3 行訴法9条1項の「法律上の利益を有する者」の解釈(原告適格。法律上保護された利益説)
4 労災支給処分に対する原告適格を否定する裁判例
5 労災支給処分に対する原告適格を肯定する裁判例
6 不服申立適格を肯定する上記5の3判決の問題点について
7 特定事業主の労災支給処分に対する原告適格の検討

第10 保険料認定決定処分の取消訴訟と違法性の承継

- 1 違法性の承継の定義と問題状況
2 違法性の承継を否定する伝統的な行政法の学説等
3 公定力を法効果に限定する現在の行政法の学説
4 違法性の承継を肯定するための前提要件
5 違法性の承継の肯定裁判例
6 違法性の承継の否定裁判例
7 違法性の承継に関する学説
8 検討
9 労災支給処分と保険料認定処分
10 メリット制による労働保険料の具体的な計算の参考例
11 参考文献

第11 再審査請求事件の裁決書

- 1 裁決書の作成
2 裁決書の構成
3 精神障害の裁決書例
4 脳・心臓疾患の裁決書例

第2 示談・訴訟上の和解と労災請求権

- 1 示談・訴訟上の和解の注意点(示談・和解後の労災請求の可否)
2 示談と労災保険給付をめぐる判例
3 労災給付請求権を留保する場合の示談・訴訟上の和解の条項例(除外条項例)

第3 取締役の労働者性

- 1 労働者性
2 判断基準
3 労働者性に関する最高裁判例
4 取締役の労働者性
5 代表取締役の労働者性

第4 労働時間該当性

- 1 最高裁判例による労基法上の労働時間の定義
2 最高裁判例のまとめ

第5 労災認定基準における時間外労働時間数の意義と重要性

- 1 労災認定基準
2 労災認定基準における時間外労働時間数の意義
3 労災認定基準上の労働時間(業務起因性の判断基準)
4 労災保険請求における時間外労働時間数の立証
5 時間外労働時間数の立証資料

第6 固定残業代の有効性と公序良俗違反性

- 1 固定残業代の定義と問題点
2 固定残業代の定め可否
3 固定残業代の有効性(明確区分性の要件)
4 固定残業代の有効性に関する最高裁判例
5 固定残業代の公序良俗違反性(時間外労働の上制限制)
6 固定残業代の公序良俗違反性に関する裁判例

第7 業務終了後の懇親会での飲酒後の死亡と労災保険給付請求権

- 1 問題の所在
2 判断基準
3 具体的判断要素
4 肯定裁判例等
5 否定裁判例等

第8 管理監督者

- 1 定義と判断要素
2 行政解釈の定義
3 裁判例による定義
4 適用除外の趣旨

第9 割増賃金(割増率、賃金単価)

- 1 割増賃金の意義
2 割増賃金率
3 割増賃金の算定基礎

事項索引
判例索引
行政通達索引

第2編 労災保険請求の実体理論

第1 労災請求と時効

- 1 民法の損害賠償請求権の時効
2 労災保険給付請求権の時効
3 給付の種類に応じた時効
4 時効による請求権の消滅

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キリトリ線

Table with 3 columns: 書名 (労災保険請求の手続と理論), [022012], 価格 (定価5,720円), 部数 (部)

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現品到着後請求書により支払います。

Table with 2 columns: *代金引換手数料について (1万円以下の場合、330円(税込) / 3万円以下の場合、440円(税込) / 10万円以下の場合、660円(税込)), ※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者へ現金でお支払いください。

年 月 日

Form fields for address (ご住所), office name (事務所名), and phone number (フリガナご氏名 TEL E-mail)

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX. 0120-302-640

書店印

お客様の個人情報... 弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。...